

## 福寿草通所介護事業料金表

### 利用料金

利用時間に応じて下記の通り料金を徴収する。尚、個人負担 2 割の場合は自己負担額が 2 倍に、個人負担 3 割の場合は自己負担額が 3 倍となります。

(日額：7 時間以上 8 時間未満利用の場合)

(単位：円)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	6,580	7,770	9,000	10,230	11,480
自己負担 <u>(個人負担 1 割の金額)</u>	658	777	900	1,023	1,148
調理費	400	400	400	400	400
食材料費	350	350	350	350	350
利用料合計	1,408	1,527	1,650	1,773	1,898

(日額：6 時間以上 7 時間未満利用の場合)

(単位：円)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
自己負担 <u>(個人負担 1 割の金額)</u>	584	689	796	901	1,008
調理費	400	400	400	400	400
食材料費	350	350	350	350	350
利用料合計	1,334	1,439	1,546	1,651	1,758

(日額：5 時間以上 6 時間未満利用の場合)

(単位：円)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840
自己負担 <u>(個人負担 1 割の金額)</u>	570	673	777	880	984
調理費	400	400	400	400	400
食材料費	350	350	350	350	350
利用料合計	1,320	1,423	1,527	1,630	1,734

(日額：4 時間以上 5 時間未満利用の場合)

(単位：円)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	3,880	4,440	5,020	5,600	6,170
自己負担 <u>(個人負担 1 割の金額)</u>	388	444	502	560	617
調理費	400	400	400	400	400
食材料費	350	350	350	350	350
利用料合計	1,138	1,194	1,252	1,310	1,367

(日額：3 時間以上 4 時間未満利用の場合) (単位：円)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	3,700	4,230	4,790	5,330	5,880
自己負担 <u>(個人負担 1 割の金額)</u>	370	423	479	533	588
調理費	400	400	400	400	400
食材料費	350	350	350	350	350
利用料合計	1,120	1,173	1,229	1,283	1,338

\*その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は、実費を自己負担とする。

## 介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福島県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合にいずれか一つのみ算定する。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の利用単位数に対して、9.2%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の利用単位数に対して、9.0%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1ヶ月の利用単位数に対して、8.0%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1ヶ月の利用単位数に対して、6.4%を加算

## その他加算

指定基準に適合している場合、各加算を算定する。

名称	単位数
個別機能訓練加算	(Ⅰ)イ 1日につき 56 単位を加算 (Ⅰ)ロ 1日につき 76 単位を加算 (イとロは併算定不可) (Ⅱ) 1月につき 20 単位を加算 加算(Ⅰ)に上乗せして算定
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 1回につき 150 単位を加算 (Ⅱ) 1回につき 160 単位を加算 (原則3月以内、月2回を限定。(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可)
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 単位加算
同一建物減算	1日につき 94 単位を減算
送迎減算	片道につき 47 単位を減算
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 1回につき 22 単位を加算 (Ⅱ) 1回につき 18 単位を加算 (Ⅲ) 1回につき 6 単位を加算 併算定は不可
入浴介助加算	(Ⅰ) 1日につき 40 単位を加算 (Ⅱ) 1日につき 55 単位を加算 併算定は不可

## キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を徴収する。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
③ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	750 円

※健康上の理由による中止はキャンセル料が無料。

## 通常の事業地域一覧

会津若松地方広域市町村圏 (福島県1市7町2村)	会津若松市、 耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、 河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、 大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町
-----------------------------	---